

障害福祉サービス報酬の解釈 令和3年4月版 追補1

令和3(2021)年11月
社会保険研究所 <https://www.shaho.co.jp>

本書発行(令和3年6月)以後の制度変更について、以下の通り情報提供いたします。

基本報酬0.1%上乗せを廃止、感染防止対策の支援を補助金で継続

事業者等が新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた障害福祉サービス等報酬の特例的な評価として、令和3年4月1日から「基本報酬の0.1%上乗せ」が実施されてきました(報酬改定告示(令3.3.23厚労告87)附則で規定。本書218頁「基本報酬に係る経過措置」等参照)。

この取扱いは当初の予定通り、令和3年9月30日限りで廃止となりました。同年10月以降は医療、介護および障害福祉分野において、かかり増しの経費を直接支援する補助金により支援が継続されます(下図)。

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充		別紙
<p>○ 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、そのかかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。</p> <p>○ 加えて、医療機関等における新型コロナウイルス患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充する。</p>		
1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続		
医療 国直接執行の補助金により、以下のとおり実施	<ul style="list-style-type: none">・ 病院・有床診療所(医科・歯科) 10万円上限・ 無床診療所(医科・歯科) 8万円上限・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 6万円上限	対象経費(共通) 令和3年10月1日から12月31日 までにかかる感染防止対策に要する費用
介護 地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施	<ul style="list-style-type: none">・ 平均的な規模の介護施設において、 6万円上限 <p>※サービス別等に補助上限を設定 ※医療系の介護サービスを行う医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応</p>	
障害福祉 都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施	<ul style="list-style-type: none">・ 平均的な規模の入所施設において、 3万円上限 <p>※サービス別等に補助上限を設定 ※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応</p>	

資料：令和3年9月28日障害福祉課事務連絡『「感染防止対策の継続支援」の周知について』

障害福祉サービス等事業所のかかり増し経費を補助上限の範囲で直接支援

障害福祉分野においては、基本報酬の0.1%特例の対象としていたすべての障害福祉サービス等事業所を対象として、「衛生用品」「感染症対策に要する備品」の購入にかかる費用への補助が行われます（下図）。対象経費は令和3年10月から12月末までの期間です。

なお、サービス別または規模別に補助上限が設定されています（次頁表）。

障害福祉分野における感染防止対策の継続支援

- 令和3年度における障害福祉分野の感染症対策は、
 - ・ 9月末までの特例的な対応を含めた+0.56%の障害福祉サービス等報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行うとともに、
 - ・ 都道府県等向けの補助金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。（領収書等の証拠書類の添付省略など）

対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所

※ 障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費※

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- ・ 感染症対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーター）

※ 支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

補助上限

サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限を設定（平均的な規模の入所施設で3万円上限）

「入所系サービスの例」	「通所系等サービスの例」	「訪問・相談系サービスの例」
施設入所支援、障害児入所支援	生活介護 1.4万円 自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、 短期入所、グループホーム、児童発達支援、 放課後等デイサービス 等 7万円	「訪問・相談系サービスの例」 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、就労定着支援、保育所等訪問支援、 計画相談支援、障害児相談支援 等 3万円
・ 40人以下 2万円 ・ 41～60人 3万円（※平均規模） ・ 61人以上 4万円		

※一つの事業所について複数の障害福祉サービス等の事業者指定を受けている場合、それぞれの指定事業の上限の合計額が補助上限となる
例1) 就労継続支援及び就労定着支援：1万円（7千円・3千円） 例2) 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護：9千円（各3千円）

資料：厚生労働省 Web サイトより

補助事業は都道府県が主体となり実施、引き続き動向に注目を

上述の経費補助は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都道府県（指定都市・中核市）が主体となり実施している事業です。経費の助成を受けようとする施設・事業所は、原則として当該施設・事業所が所在する都道府県知事等に対してその旨の申請を行うこととされています（時期や運用方法は各自治体により異なります）。

なお、本事業の「事業概要」「実施要綱」「Q&A集」が下記の厚生労働省 Web サイト（QRコード）に掲載されていますので、詳細な情報についてはこちらもご参照ください。



厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00316.html

表■障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業の助成額（基準単価）および対象経費

①障害福祉サービス施設・事業所等

基準単価			
分類	No.	サービス名	
通所系	1		40人以下
	2	療養介護	41人～60人
	3		61人以上
	4		生活介護
	5	自立訓練（機能訓練）	
	6	自立訓練（生活訓練）	
	7	就労移行支援	
	8	就労継続支援A型	
	9	就労継続支援B型	
	10	就労定着支援	
	11	自立生活援助	
	12	児童発達支援	
	13	医療型児童発達支援	
	14	放課後等デイサービス	
短期入所	15	短期入所	
入所・居住系	16		40人以下
	17	施設入所支援	41人～60人
	18		61人以上
	19		共同生活援助（介護サービス包括型）
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）	
	21	共同生活援助（外部サービス利用型）	
	22		40人以下
	23	福祉型障害児入所施設	41人～60人
	24		61人以上
	25		
	26	医療型障害児入所施設	40人以下
27	41人～60人		
28	61人以上		
訪問系	29	居宅介護	
	30	重度訪問介護	
	31	同行援護	
	32	行動援護	
	33	居宅訪問型児童発達支援	
	34	保育所等訪問支援	
	35	計画相談支援	
相談系	36	地域移行支援	
	37	地域定着支援	
	38	障害児相談支援	
対象経費	●令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用		
助成額の算定	●施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができる ●施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする		
<p>※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む</p> <p>※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することが可能</p> <p>※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する</p> <p>※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない</p> <p>●療養介護 ●同行援護（基準該当含む） ●自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当） ●医療型児童発達支援 ●行動援護（基準該当含む） ●児童発達支援（共生型・基準該当） ●医療型障害児入所施設 ●生活介護（共生型・基準該当） ●放課後等デイサービス（共生型・基準該当） ●居宅介護（共生型・基準該当含む） ●短期入所（共生型・基準該当） ●重度訪問介護（共生型・基準該当含む） ●自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）</p>			
②都道府県			
基準額	●厚生労働大臣が必要と認める額		
対象経費	●本事業の実施及び指導監督等のために必要となる委託費、役務費、臨時雇用職員の人件費、需用費等		
助成額の算定	●1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする		

資料：令和3年10月29日障発1029第15号